

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. キャッシュレス社会実現に向けた取組み

当社は、キャッシュレス社会の実現に向けて、地域の特性やパートナーのニーズに柔軟に対応し、JCBならではの独自性と先進性を発揮することにより、新たな価値の提供に取り組んでいます。また、様々な企業との連携を通じて、安全・安心なキャッシュレス社会の実現に向けた取組みを行っています。

b. サイバーセキュリティへの取組み

当社は、サイバー攻撃からお客様の大切な情報を守るために、サイバーセキュリティ基本法、金融庁監督指針、経済産業省「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」等に沿った、サイバーセキュリティへの取組みを行っています。

c. カーボンニュートラルへの取組み

当社は、持続可能な社会の実現に貢献するため、CO2フリー電力への切り替えを推進すると共にオフィスで使用する電力の省エネルギー化等を行い、日本政府が掲げる「2030年度に温室効果ガスを2013年から46%削減する」目標を2022年度に前倒して達成し、2030年度の温室効果ガス自社排出量ネットゼロをめざしています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限りキャッシュレス決済または現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社は、企業活動における基本的な考え方を「JCB 憲章」に、これに基づく当社および全従業員の行動に関する指針を「JCB 行動指針」に定め、法令や契約、社会ルールを遵守した事業活動を行い、社会・お客様・取引先との継続的な信頼関係の構築に努めています。

2025 年 2 月 21 日

株式会社ジェーシービー

企 業 名

代表取締役兼執行役員社長 二重 孝好

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。